## 第43号議案

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等 の一部を改正する条例の制定について

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年 亀岡市条例第5号)等の一部を改正する条例を次のように制定する ものとする。

平成28年2月29日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に 関する条例等の一部を改正する条例

(亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正) 第1条 亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17年亀岡市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条 第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、 同号の前に次の1号を加える。

- (8) 職員の退職管理の状況
- 第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。
  - (2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年亀岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。 (公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年 亀岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附」を「条件付」に改め、同項第5号中「一に」を「いずれかに」に改める。

(亀岡市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 亀岡市一般職員の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条 例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第20条の3第6項中「行政不服審査法(昭和37年法律第 160号)による不服申立て」を「行政不服審査法(平成26年 法律第68号)による審査請求」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

亀岡市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等 の一部を改正する条例案要綱

- 1 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の 施行に伴い、関係条例について所要の規定整備を図ること。
- 2 行政不服審査法の施行に伴い、関係条例について所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例は、平成28年4月1日から施行すること。